２　用語解説

本文中、特に解説を必要とすると思われる用語については、その用語が本文においてはじめて使用される箇所に**数字**を付けました。

1）　**社会福祉基礎構造改革**(総 1-1)（Ｐ１）

個人の自立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実をめざし、平成 12 年（2000 年）に社会福祉事業法（改正により社会福祉法となる)、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われた改革。

2）　自助･**共助**･公助(総 1-1)　（Ｐ１）

自助(自らの努力でなすこと)、共助(地域等で助け合うこと)、公助(行政等が公的援助をなすこと)であり、バランスのとれた福祉の達成が望まれている。弱い立場となった人たちは自助の力も落ちてしまっています。一方、公の力だけで地域の問題解決がすべてできるというわけでもありません。「共に助く」という共助を拡大していくことが、弱い立場の人たち、ひいては我々自身の幸福を得ることができるのだと思います。

3）　**第４次那覇市総合計画**(総 1-3)　（Ｐ３）

市町村が議会の議決を経て「なはが好き!みんなで創ろう、子どもの笑顔が輝くまち」を基本理念に基づき、2008 年度から今後 10 年間市政の基本的な方向性を定めた計画です。市民と行政との協働をさらにすすめ、創意と知恵を結集して、豊かで活力ある那覇市を創造するために策定しました。

詳しくは、企画調整課(電話　862-9937)

4）　**那覇市社会福祉協議会**(1-1-1)（Ｐ３）

社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。「住民が安心して暮らせる地域づくり」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中間支援を担い、地域の健康福祉に関する様々な問題を、地域住民やボランティア・NPO 活動、福祉関係団体、行政機関の参加・協力を得ながら解決をめざす公益性の高い非営利団体です。

那覇市社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立され、昭和 42 年（1967 年）に社会福祉法人として認可された。平成 15 年（2003 年）に「第２次強化・発展計画」を策定。平成 21 年度に「第３次強化発展計画」を策定。支え合いの基盤づくりに取り組む。

5）　**強化･発展計画**(総 1-3)（Ｐ３）

社会福祉協議会の活動の将来ビジョンづくりとそれを実現するための推進システムの構築し、関係機関との効果的なネットワークのあり方、財務組織等の基盤強化を図り、地域福祉の推進に寄与することを目的とする計画。

那覇市社協で平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 カ年が第 3 次計画の計画期間となっている。

6）　**社会資源**(総 2-2)（Ｐ８）

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技等々の総称。

7）　**地域包括支援センター(地域相談センター)**(1-1-1)（Ｐ12）

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るため、総合相談業務を中心に介護サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護などを包括的・継続的に提供し、地域ケア体制を構築していく機関として、那覇市地域包括支援センターを直営で１ヶ所、高齢者の地域での相談窓口、介護予防事業の実施機関として、那覇市地域相談センターを 12 ヶ所委託設置している。(電話 098-867-0111　内線 2749・2683)まで。

8）　**NPO**(1-1-3)（Ｐ15）

“Non-Profit Organization”の略語で、一般的に「非営利組織」と訳され、営利を目的としないで、社会的な使命を達成することを目的に活動を行う民間組織のこと。そのうち平成 10 年（1998 年）に施行された特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に基づき設立された法人のことを「特定非営利活動法人」（ＮＰＯ法人）という。

9）　**校区まちづくり協議会**(1-1-3)（Ｐ15）

各小学校区を基準として、区域内で活動する自治会を基盤に、PTA や地域で活躍する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域が対応できる課題などは、協働して、その解決を図っていくことを目的にする組織です。詳しくは市民協働推進課(電話　862-9955)

10）　**ジュニアボランティア育成**（1-2-1）　（Ｐ18）

福祉教育の実践活動が学校や地域で求められるなかで、その中心にいる子どもたちの声に耳を傾け、PTA 関係者、地域住民及び福祉教育に関わるボランティア実践者などとともに、福祉教育からボランティア活動へのあり方にについて、気付きを与える取り組み。

11） ボランティアセンター(1-2-3)（P20）

さまざまな分野のボランティア活動や福祉教育を育成･支援・推進することを目的に、地域住民やボランティア、福祉関係者、行政、企業、教育機関等と連携しながら、市民一人ひとりがよりよい生き方のできる社会の実現を目指す。人材育成、需給調整、団体育成、啓発広報に取り組む。

12） 健康づくり推進員(1-2-3)（P20）

地域の健康づくりを支援するために活動するボランティアで、地域の健康問題に関する身近な相談役および地域のニーズを行政に伝えるパイプ役として、健診受診の勧奨やミニ健康展の実施、喫煙防止活動等を行っている。

詳しくは、那覇市保健センター（電話 098-858-1456）まで。

13） 食生活改善推進員(1-2-3) （P20）

食生活を中心に、妊婦から高齢者にいたるまでの健康づくりを地域で推進するボランティアで、健康づくりに役立つ食生活や食材の選び方、調理方法を学び体験できる食生活改善講習会、親子の料理教室等を行い、食生活改善の輪をひろげる活動をしている。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016）まで。

14） 母子保健推進員 (1-2-3)（P20）

妊娠・出産・育児について相談役となる地域のボランティア。妊産婦や乳幼児等のいる家庭への訪問や子育ての応援、健康診査・予防接種の案内等の活動を行っている。詳しくは、健康推進課（電話 098-862-9016）まで。

+

15） ジョブサポーター(1-2-3)（P20）

障がいのある市民の就労を支援するため、ジョブコーチと連携し通勤訓練や企業実習、インターンシップなどを行うサポーター（援助者）です。

平成 20 年７月事業開始（平成 21 年１月現在計 3,288 件派遣）詳しくは、障がい福祉課(電話 862-3275)

16） 手話通訳者 (1-2-3)（P20）

手話を言語とする聴覚障がい者自身及び、聴覚障がい者とコミュニケーションを取りたいと思う一般市民に対してコミュニケーションの支援を行う。

平成 20 年度実績：派遣（斡旋含む）234 件、設置事業 1180 件

17） こころのボランティア (1-2-3)（P20）

こころの病気に対する身近な理解者や支援者を増やす目的で開催されている「こころのボランティア教室」により養成しているボランティア。こころのボランティアを育成し、地域で精神保健福祉に関するボランティア活動ができる地域づくりを目指している。詳しくは、障がい福祉課(電話 862-3275)

18）　**認知症サポーター**(1-2-3)（P20）

「認知症サポーター養成講座」を受講した者を「認知症サポーター」と称し、講習で得た認知症の正しい知識を、友人や家族に伝え認知症の人や、家族の応援して、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。

19）　**相談協力員**　(1-2-3)（P20）

市内 12 箇所の那覇市地域相談センターに配置し、地域相談センターの相談員と連携して、地域の高齢者に対し保健福祉サービス等の情報提供や地域相談センターの紹介、安否確認等が必要な高齢者の定期的見守り訪問活動を行うボランティアです。

20）　**子育て支援ボランティア**(1-2-3)（P20）

子育て支援・応援に関する講座の卒業生を中心として、地域の実情に応じた支援活動を展開する、地域の「子育て応援団」のことです。

21）　**那覇市地域福祉基金助成事業**(1-2-4)（P21）

那覇市地域福祉基金条例に基づき、高齢者等地域の健康や福祉の向上に役立つ先導的な事業を支援するための助成事業。平成 4 年度（1992 年度）に創設された同基金の運用益等を活用して、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、ボランティア団体等を対象に、100 万円を上限に補助対象経費の９割以内の補助を行っています。
詳しくは福祉政策課(電話　862-9002)

22）　**公益信託源河朝明記念那覇市社会福祉基金**(1-2-4)（P21）

この基金は、源河朝明氏から那覇市へ寄贈された土地の売却代金を原資に、公益信託として平成 10 年 11 月に設立されました。寄贈趣旨を生かすため、沖縄県内において社会福祉向上の事業を行う法人及び団体に助成することによって、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とした助成です。（通称「あけもどろ福祉基金」）

23）　**那覇市 NPO 活動支援基金**(1-2-4)（P21）

この基金は、主として那覇市において社会貢献活動をする市民活動団体に対し、助成額、ソフト部門上限 50 万円、ハード部門上限 300 万円までの助成を行う。
詳しくは市民協働推進課　(電話 861-3846)まで。

24）　**地域学校連携施設**(1-3-1)（P22）

地域における住民の学習・文化活動や交流の場として開放している学校内の施設。生涯学習の振興と地域のコミュニティづくり、地域と学校との連携・交流の充実を目的とし、平成 17 年（2009 年）4 月現在、市内 23 の小中学校で設置している。詳しくは教育委員会　生涯学習課(電話 891-3502)

25）　ふれあい･いきいきサロン(居場所)(1-3-2)（P23）

高齢者、障がい者、子育て中の母親など誰もが気軽に参加し交流できる場所として、那覇市社会福祉協議会が「ふれあい・いきいきサロン」事業を 20 年２月に立ち上げた。異世代交流を目的とし、ニーズキャッチの仕組みやネットワークづくりが期待されている。（平成 21 年末現在 15 のサロンを開設）

26）　地域ケア会議(2-2-１)（P27）

高齢者に適切なサービスを提供することを目的として、保健、福祉、医療等に関する各種サービスを総合的に調整するとともに、包括的なケアシステムを構築する会議。委員は内部委員（行政の関係機関）と外部委員（医師、弁護士等の有識者）により構成。年１～2 回の開催。

27）　要保護児童対策地域協議会(2-2-1)（P27）

主として虐待を受けた、または受けている要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその児童等に係る個人情報を保護し、適切な連携の下に情報の交換や支援の役割分担を行う協議会です。

28）　障がい者自立支援協議会(2-2-1)（P27）

なは障がい者プランの施策内容について、施策の進行状況や効果を点検するとともに、様々な課題解決に向けてより具体的な検討を行い、新たな施策提言を図る組織として、学識経験者や当事者、福祉サービス事業者などを中心とした協議会である。詳しくは障がい福祉課(電話 862-3275)

29）　日常生活自立支援(地域福祉権利擁護)事業(2-3-1)　（P29）

社会福祉法で規定する「福祉サービス利用援助事業」のこと。事業者が、精神上の障害により判断能力の不十分な当事者との委任契約に基づいて、福祉サービス利用に関する情報提供や相談・助言、手続きや費用支払いの援助、また日常的な金銭管理や預貯金通帳の預かりサービス等を行い、当事者が自立して日常生活を過ごせるよう援助する。なお、不動産等の重要財産の管理・処分については、成年後見制度を利用することになる。詳しくは、南部地域福祉権利擁護センター（那覇市社会福祉協議会内）（電話 098-857-4525、ＦＡＸ098-859-8388）まで。

30）　成年後見制度利用支援事業(2-3-2)（P29）

認知症や知的障害等などにより判断能力が十分でない者の、主に財産管理や福祉サービス利用契約、悪徳商法の被害者となる事を防ぎ、権利と財産を守る「成年後見制度」に関する相談・申請事務の支援。

31）　**法人後見事業**(2-3-2)　（P29）

個人ではなく法人が成年後見人になることです。法人が成年後見人になることの利点として、職務の内容が広範にわたる場合等にも組織化された複数人により対応することが可能であることや、仮に法人で働く担当者個人が欠けても同一法人で働く他の個人が替わって対応できるなど、個人より長期的な職務の執行が可能な点が挙げられます。これまで裁判所で法人後見人に選任された例には、司法書士で組織された社団法人や、社会福祉協議会、福祉公社等があります。

32）　**自主防災組織**(3-1-1)（P32）

災害時に自分たちのまちや人命を守るには、日ごろから地域で助け合う体制を整え、適切な対応を身に付けておくことが大切です。まちぐるみで防災活動に積極的に参加し「災害に強いみんなの街」をつくることを目指したものが「自主防災組織」です。詳しくは総務課市民防災室(電話 861-1102)まで。

33）　**災害時等要援護者**(3-1-2)　（P33）

災害時において、必要な情報をすみやかに把握し、自らを守るために安全な場所に避難すのに支援を必要する人々のことで、一般的に高齢者､障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

34）　**災害時支援者リスト**(3-1-2)　（P33）

地域相談センターの家庭訪問により、災害時に自力で避難等をすることが困難で、他の人等からの支援を必要とする高齢者の情報を登録したもの。毎月、12 箇所の相談センターの「災害時支援者リスト」を消防本部に情報提供し、災害時等の円滑かつ迅速な援護活動を図る。

35）　**災害ユイマール登録制度**（3-1-2）　（P33）

高齢や身体の障がいにより、自力で避難することが困難な方や音声での１１９番通報が困難な方に対し、災害等の緊急時に円滑・迅速な救護やＥメールでの１１９番通報を可能にするための　制度。病状または障がいの程度等、個人情報の登録を必要とする。詳しくは、那覇市消防本部指令情報課（電話 098-868-9911）まで。

36）　災害時一人も見逃さない運動(3-1-2)　（P33）

全国民生委員児童委員連合会で取り組んでいる民生委員制度創設 90 周年事業。「石川県能登半島地震」や「新潟県中越沖地震」などにおいて、民生委員・児童委員による「要援護者台帳」や「災害福祉マップ」を活用した安否確認行動が、地域住民の安全確保に貢献したことが新聞等で全国的に紹介され、高い評価を得ました。また、この結果、厚生労働省から「災害時の要援護者支援について、必要な情報の共有化を図り、民生委員・児童委員等と連携する方策を市町村地域福祉計画に盛り込むよう」求められたことから、引き続き「第２次民生委員･児童委員発災害時一人も見逃さない運動」を展開し、全国の民生委員児童委員協議会で、要援護者台帳を整備し、それに基づいた災害福祉マップを作成することを目指しています。

37）　那覇市災害救援ボランティア推進会議(3-1-2)（P33）

平成 18 年に発生した長雨による首里鳥堀でのマンション倒壊をきっかけに、その翌年に発足した会議。災害救援に関する関係機関が一堂に会し、主に災害時の関係機関の連携を強化するための実践訓練、住民同士の助け合い支え合いのための災害救援ボランティア活動のマニュアルづくり、住民の防災意識啓発のための研修会などを実施するための話し合いを行っています。災害時に一人も見逃さない、誰もが安心して暮らすことができる那覇市を目指しています。

38）　福祉避難所(3-1-2)　（P33）

要援護者のために特別な配慮がなされた避難所のことである。要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具が整備されている避難所。介護保険関係施設における要援護者の受入には限界があり、緊急入所できない者のために福祉避難所が必要となりまする。平成 18 年３月に災「害時要援護者の避難対策に関する検討会」からの提言を受けて、全国で福祉避難所の協定が締結されつつあり、九州主要都市では平成 19 年６月に大分市の協定締結を皮切りに設置が広がっています。

39）　ユニバーサルデザイン(3-2)　（P35）

年齢、性別、障害、国籍等、人それぞれの特性や違いを超えて、できる限りすべての人にとって利用しやすく、安全で快適なものづくりやまちづくり等をめざす考え方。

40）　サービス介助セミナー(3-2-3)　（P38）

サービス介助セミナーは NPO 法人日本ケアフィットサービス協会認定の資格講座をもとにしており、加齢や病気による身体機能の低下や、障がい等による不自由さをお持ちの方を迎えいれるために「おもてなしの心」と「安全な介助技術」を学ぶ体験型セミナーです。

第２次　那覇市地域福祉計画

平成22年３月　発行

【 発 行 】　那覇市 健康福祉部 福祉政策課
〒900-8585　沖縄県那覇市上之屋１丁目２番１号
電 話 番 号　（098）862-9002（直通）
ＦＡＸ番号　（098）862-0383
電子メール　h-hsou001@neo.city.naha.okinawa.jp

※那覇市地域福祉計画策定に関するホームページ
http://www.com-net.city.naha.okinawa.jp/wel/tiiki/index.html
（那覇市ホームページトップ画面　http://www.city.naha.okinawa.jp/
にある「健康福祉情報」にリンクしています）